② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続の終結を決定した者を除く。）でないこと。

③ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に基づく総合評定値の通知（取引先資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び取引先資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から１年７か月前までの日を審査基準日とするものに限る。）を受けていること。

④ 申込書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、熊本県内において、日本郵政グループ各社により競争参加（指名）停止、国土交通省九州地方整備局又は熊本県から指名停止を受けていないこと。

⑤ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵ 単体参加者及び共同企業体の代表者

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

① 建設業法第27条の29に基づく管の総合評定値が1,100点以上の通知を受けていること。

② 平成17年度以降に元請け又はこれに準ずる者（設備工事を含む建築工事の請負者と直接契約を締結した者）として完成した、次の要件を有すること。

空調機総容量が1,120kW以上の空調機の新設、増設又は更改を含む工事。（空調機とは、熱源機器を除く空調機器類とする。）

③ 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア １級管工事施工管理技士のいずれか又はこれと同等以上の資格を有する者。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の資格を有する者又は国土交通大臣が１級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有する者と認定した者をいう。

イ 平成17年度以降に完成した、次の要件を満たす工事を６ヶ月以上従事した経験を有するもの。なお、この経験した工事は会社実績の施工実績と異なってもよい。

空調機総容量が1,120kW以上の空調機の新設、増設又は更改を含む工事。（空調機とは、熱源機器を除く空調機器類とする。）

④ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

⑤ 主任技術者又は監理技術者にあっては、申込書及び資料の提出期限日において入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、申込書及び資料の提出期限日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

⑶ 共同企業体の代表者以外の構成員

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

① 建設業法第27条の29に基づく管の総合評定値が、1,100点以上であること。

② 次の施工実績を有すること。

平成17年度以降に元請け又はこれに準ずる者（設備工事を含む建築工事の請負者と直接契約を締結した者）として完成した、次の要件を有すること。

空調機総容量が560kW以上の空調機の新設、増設又は更改を含む工事。（空調機とは、熱源機器を除く空調機器類とする。）

③ 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア １級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の資格を有する者又は国土交通大臣が１級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有する者と認定した者をいう。

イ 平成17年度以降に完成した、次の要件を満たす工事を６ヶ月以上従事した経験を有するもの。なお、この経験した工事は会社実績の施工実績と異なってもよい。

空調機総容量が560kW以上の空調機の新設、増設又は更改を含む工事。（空調機とは、熱源機器を除く空調機器類とする。）

④ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

⑤ 主任技術者又は監理技術者にあっては、申込書及び資料の提出期限日において入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、申込書及び資料の提出期限日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

⑷ 共同企業体は次の要件を全て満たすこと。

① 構成員の数　２又は３社とする。

② 結成方法　自主結成とする。

③ 出資比率　すべての構成員が、構成員数による均等割の10分の６以上の出資比率でなければならない。

④ 代表者の要件　共同企業体の構成員中、出資比率が最大である者とする。

３ 入札手続等

⑴ 担当部署

① 入札（契約事務代行者）

〒100―0013 東京都千代田区霞が関１丁目４番１号日土地ビル13階　日本郵政株式会社本社不動産部門施設部契約・リスク担当　小嶋　剛　電話03―3504―4301

② 設計図等

〒100―0013 東京都千代田区霞が関１丁目４番１号日土地ビル13階　日本郵政株式会社本社不動産部門施設部建築計画グループ設備担当　電話03―3221―4335

⑵ 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

設計図の交付は、平成28年１月６日から平成28年１月18日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時00分から午後５時00分（正午から午後１時00分までを除く。）の間、⑴②の担当部署において貸与する。郵送（送料実費負担）を希望する者は⑴②の担当部署へ連絡すること。

なお、設計図等以外の入札説明書、入札者注意書等は、日本郵政グループホームページ（建設工事関係）よりダウンロードすること。

⑶ 申込書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成28年１月６日から平成28年１月18日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時00分から午後５時00分（正午から午後１時00分までを除く。）までに、⑴①の担当部署へ持参又は郵送（書留郵便等で配達の記録が残るものとし、⑴①の担当部署に平成28年１月15日必着とする。）すること。

なお、申込書には別に示す誓約書、直近３期分の財務諸表及び会社概要が分かる資料を同封すること。電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。

⑷ 入札、開札の日時、場所及び提出方法　平成28年４月５日午後４時15分（ただし、入札書を郵送する場合には、平成28年４月１日までに⑴①の担当部署に必着とする。）

〒100―0013 東京都千代田区霞が関１丁目４番１号日土地ビル13階　日本郵政株式会社不動産部門施設部大会議室。電送（ファクシミリ等）による入札は認めない。

４ その他

⑴ 手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵ 契約の保証　要。詳細は入札説明書による。

⑶ 入札の無効　入札説明書による。

⑷ 落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑸ 配置予定監理技術者等の確認　入札説明書による。

⑹ 手続における交渉の有無　無

⑺ 契約書作成の要否　要

⑻ 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑼ 関連情報を入手するための照会窓口　上記３⑴に同じ。